

つるおか住宅活性化ネットワーク技能検定受験補助金交付要綱

1 目的及び交付

つるおか住宅活性化ネットワーク（以下、本会という）は、「つるおか住宅」の建設に関わる技能の維持向上と技術者の育成を図るため、職業能力開発促進法に基づく技能検定を受験する者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) つるおか住宅 鶴岡産木材を使用し、市内業者が設計及び施工する住宅をいう。
- (2) 技能検定 職業能力開発促進法に基づく技能検定の実技及び学科試験をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 3年以内につるおか住宅の建築に携わる見込みがある者
- (2) 検定の可否の結果を報告する者
- (3) 検定受験料領収書の写しを添付する者

4 補助金の額

補助金の額は、一人につき、受験費用の2分の1または1万円のいずれか低い額とする。

5 補助金の交付の申請

補助金の交付の申請をしようとする者は、技能検定受験補助事業申請書（様式1）及び受験料領収書の写しを添付して、本会会長（以下、会長という）に提出するものとする。

6 補助金の交付の決定

会長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査により、内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

7 決定の通知

会長は、補助金の交付を決定した場合は、速やかにその決定の内容を補助金の交付の申請者に補助金交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。

8 補助金の支払い

会長は、検定の可否の結果を報告を受けた場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

技能検定受験補助事業申請書

つるおか住宅活性化ネットワーク

会長 様

令和 年度技能検定受験補助事業に、下記の資格要件に従い申請します。

《資格要件》	
①	補助該当者は試験の可否の結果を令和 年 月 日まで報告すること
②	3年以内につるおか住宅の建築に携わる見込みがあること

受験申込者	住所	〒 —	
	氏名	印	
	勤務先	(名称) (住所)	TEL
	連絡先	自宅電話 携帯電話	
受験職種名			
受験手数料 <small>該当受験に○を付けて下さい</small>		・実技 円	・学科 円(合計 円)
試験実施日		年 月 日	
つる家ネット会員 確認印		会員名： 代表者：	印

※ 会員名不詳の場合は、事務局へお問い合わせください。

※ 受験料領収書の写しを添付してください。

(様式2)

つる家第 号
令和 年 月 日

様

つるおか住宅活性化ネットワーク
会長 印

令和 年度技能検定補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記事業の補助金交付申請に
ついては、金 円 を交付します。

ただし、補助事業の条件として、次のことを遵守してください。

- 1 3年以内につるおか住宅の建築に携わること
- 2 検定の合否の結果を報告すること
- 3 つるおか住宅活性化ネットワーク事務局の監査を受けることがあ
るので、証拠書類等は常に整理保管しておくこと